

本県は、1872年11月27日に誕生してから、2022年をもって150周年を迎えた。

本県が、我が国屈指の産業力を備えた大都市圏を形成するなど、大きく成長できたのも、先人たちのたゆまぬ努力の賜物である。そうした先人たちの英知を受け継ぎ、次の世代へとつなげていくことは、これからの本県の発展にとって重要である。

このため、県政150周年を契機にあいち県民の日を創設し、県民一人一人が、愛知の歩みを振り返りつつ、愛知の魅力を再発見するとともに、次なる時代に向け新たな創造の基盤を積み重ねることで、県民がともに支え合い、希望と誇りを持つことができる愛知の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

(あいち県民の日)

第1条 県民が、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするとともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等が調和した輝く愛知の実現を期する日として、あいち県民の日を設ける。

2 あいち県民の日は、11月27日とする。

(県の事業等)

第2条 県は、あいち県民の日に関する啓発を行うとともに、11月21日から同月27日までの期間において、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

2 県は、事業者及び市町村その他の団体に対し、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業その他の取組の実施について協力を求めるものとする。

(使用料等の免除)

第3条 知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者（以下「知事等」という。）は、前条第1項に規定する期間における公の施設の利用に係る使用料又は当該利用に係る料金で、知事が定めるもの（以下「対象使用料等」という。）について、当該対象使用料等に係る条例の規定にかかわらず、その全部又は一部を免除することができる。

2 知事等は、前項の規定による免除をしようとするときは、あらかじめ、当該免除の内容を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。